食品表示の全体像にかかる課題から解決策までの整理

=田 8古	±1.÷-	日ルルブのノなかとかい	中佐にウルマナのナッナト タウナマケ
課題・	対応	具体的手段(解決策) 	実施に向けて克服すべき点、留意事項等
原因>「情報過多(表示事項が多すぎる上、	川貫有に促示される情報か多 ずぎる)]		
〇安全性の確保、自主的かつ合理的な選択機会 の確保という優先順位に従って表示された内容が 消費者にとって活用できる表示ではない。			〇安全性の確保と、自主的かつ合理的な選択付金の確保に分け、簡単に優劣をつけて議論するとには慎重であるべき。
			〇(安全であることは前提なので)自主的かつる 的な選択機会の確保のための表示こそ正確に わらないといけないのでは。
	○どこかでしっかり情報が得られるのであれば、必ずしも容器包装上の表示でなくとも、代替手段があればよい。(対面販売と同等と見做すことも可能なため)		
	○表示項目を減らすしかなく、そのために義務の 表示事項と、知りたい人に届ける任意の表示事項 に分ける。		〇本体への表示を縮小する方向に働くことのな ように注意する必要がある。
			〇表示と情報提供の区別のままとした上で、ウ による表示は情報提供のままでよいのか。
	〇表示事項の目的(安全性確保、適切な商品選択、製品の識別など)と、利用場面(購入時、食べる時、回収時など)について、行政、事業者、消費者とで整理し、共有する。		〇表示の機能の中には、平時と緊急時でそれ つ意味合いが変わるものがある。
			○全ての消費者に関心がある事項のみを義務して、一部の消費者の関心が高い事項を表示から外すのは難しいのでは(例えば、アレルギ示)。
			〇表示、情報提供、広告の境界線をどう考える
	○食品の安全性を確保するために情報がなければならない。		〇食品事故等が起こった場合の初期対応や追調査のために必須となる情報のため表示するとの観点も必要。
	〇ウェブでの表示は大きな役割を果たす。	〇表示のウェブ化、二次元バーコードやAIの活用。	〇消費者としては、商品を手に取って、その場示を確認して、商品選択をすることが重要。
		OICタグを搭載した包材の利用。	
	 (<i>〇理解しやすいマークの導入。)</i>	<i>〇マークの活用。</i>	〇理解するには普及が必要。
			○表示するためにある程度の面積が必要。 ○食品表示以外のマーク(例えばリサイクル)
			時に考慮すべき。
	〇ウェブの利用を普及させる環境整備とウェブによる表示をセットで行う。		○タイムリーな情報提供が可能な事業者は限 ている。(事業者の規模により実行可能性に差 があるため)
			〇消費者が自らにとって重要なことかどうかを するのは難しいことから考えても、取捨選択に たってはエビデンスが必要。
(O情報量に対して表示スペースが小さくなりすぎ ている。)	(O表示スペースを増やす。)		の商品自体も表示などと同じく情報である。
結果> 「分かりにくい」			
1. みづらい(見やすさの欠如・不足)	〇わかりやすさの定義に向けて、科学的アプロー チを導入。	〇ユニバーサルデザインの導入。	Oユニバーサルデザインの考え方を導入する あれば、できることから取り組むなどの方策が 要。
	O多くの情報を伝える手段、方法を改善する。	○表現方法の改善	O文言の改善による情報量削減は難しいので
2. 理解しづらい(理解しやすさの欠如・不足)			
3. 考慮すべき対象者			
		〇マークの活用。	
〇訪日·在日外国人	〇翻訳技術の発達により、表示の読み取り技術に よる工夫が可能。		
〇視覚機能の弱い方(視覚特性のある方、高齢者等)	<i>のコントラストを明確にして、色の違いを区別できるようにする。</i>		O視覚機能が極端に弱い方への表示も検討す き。
その他>(結果に起因)			
○食品表示をより充実させる必要がある。 			〇必要な社会の仕組みや技術の整備について 検討。
			〇(安全性の確保と、自主的かつ合理的な選択会の確保に分けるとしても、)各々表示の一層で実という理念との関係を考慮すべき。
		1	

<今後検討を要する事項>

- 1. 消費者の意向〇消費者の選択に資する情報に関しては、よりわかりやすい表示という観点から、裏付けのある国民の声を消費者の意向としてしっかり把握した上で議論すべき。〇調査対象が少なくなっても、もう少し丁寧なヒアリングを行う方法もあり得るし、専門機関などを用いて調査した結果を踏まえて議論するという方法もある。
- 2. 事業者の意向
 - 〇事業者の実現可能性について調査する必要があるのではないか。

- 3. その他 〇実際の表示事例を確認しながら検討すべき。 〇検討にあたって時間軸を導入すべき。 〇中食、外食なども食品表示としての検討対象とすべき。

(備考)

前回(第47回)からの変更箇所は 斜体字となっている。